

大阪市規則第50号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(基準昇給号給数)</p> <p>第14条 基準昇給号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。</p> <p>(1) 職務の級が3級又は2級である職員</p> <p>次に掲げる昇給調査対象期間（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前年度の4月2日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分（消防局に所属する職員（以下「消防局職員」という。）にあつては、当該職員の職務について監督する地位にある者が行う昇給調査対象期間における勤務成績の評価に基づいて任命権者が認定する当該職員の</p>	<p>(基準昇給号給数)</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p>

勤務成績の区分。以下「相対評価区分等」
という。)に
応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分(消防局職員にあつては、
勤務成績が良好でない職員が属する区
分。以下この条において同じ。) 0号
給(消防局職員にあつては、1号給)

(2) 職務の級が1級である職員 次に掲げ
る相対評価区分等に応じ、それぞれ次に
定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分 0号給(消防局職員にあ
つては、1号給)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲
げる消防局職員でその属する勤務成績の区
分が第5区分であるもののうち昇給調査対
象期間において地方公務員法(昭和25年法
律第261号。以下「法」という。)第29条の
規定による懲戒処分(免職を除く。)を受け
たものその他当該勤務成績の評価及び昇給
調査対象期間における欠勤(やむを得ない
事由によるものとして総務局長が定める欠
勤を除く。)の日数を考慮して同項第1号オ
又は第2号オに定める号給数とすることが
適当でないと総務局長が認めるものの基準
昇給号給数は、0号給とする。

[3・4 略]

[ア～エ 同左]

オ 第5区分(消防局職員にあつては、
勤務成績が良好でない職員が属する区
分。以下この条において同じ。) 1号
給

(2) [同左]

[ア～エ 同左]

オ 第5区分 1号給(総務局長が定め
る職員にあつては、2号給)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲
げる職員でその属する相対評価区分等が第
5区分であるもののうち昇給調査対象期間
において地方公務員法(昭和25年法律第261
号。以下「法」という。)第29条の規定によ
る懲戒処分(免職を除く。)を受けたものそ
の他当該人事評価の結果及び昇給調査対象
期間における欠勤(やむを得ない事由によ
るものとして総務局長が定める欠勤を除
く。)の日数を考慮して同項第1号オ又は第
2号オに定める号給数とすることが適当で
ないと総務局長が認めるものの基準昇給号
給数は、0号給とする。

[3・4 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。